

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布

目的

障害を理由とする差別解消について

- ① 基本理念
- ② 県と県民の責務
- ③ 県の施策の基本事項

を定める



すべて障害のある人が
安心して暮らすことのできる社会を実現

県及び県民の責務等

【 県 】 ① 差別解消施策の策定・実施 ② 市町村との連携・支援

【 県民 】 ① 障害のある人に対する理解 ② 県や市町村の施策への協力

障害を理由とする差別の禁止

- 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない
- 何人も、過重な負担でない範囲で、合理的な配慮をしなければならない
- ※ 県は、分野毎に特に配慮すべき事項(ガイドライン)を定める
福祉、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領等

相談体制



※広域専門相談員は、地域相談員に対する指導・助言も行う。

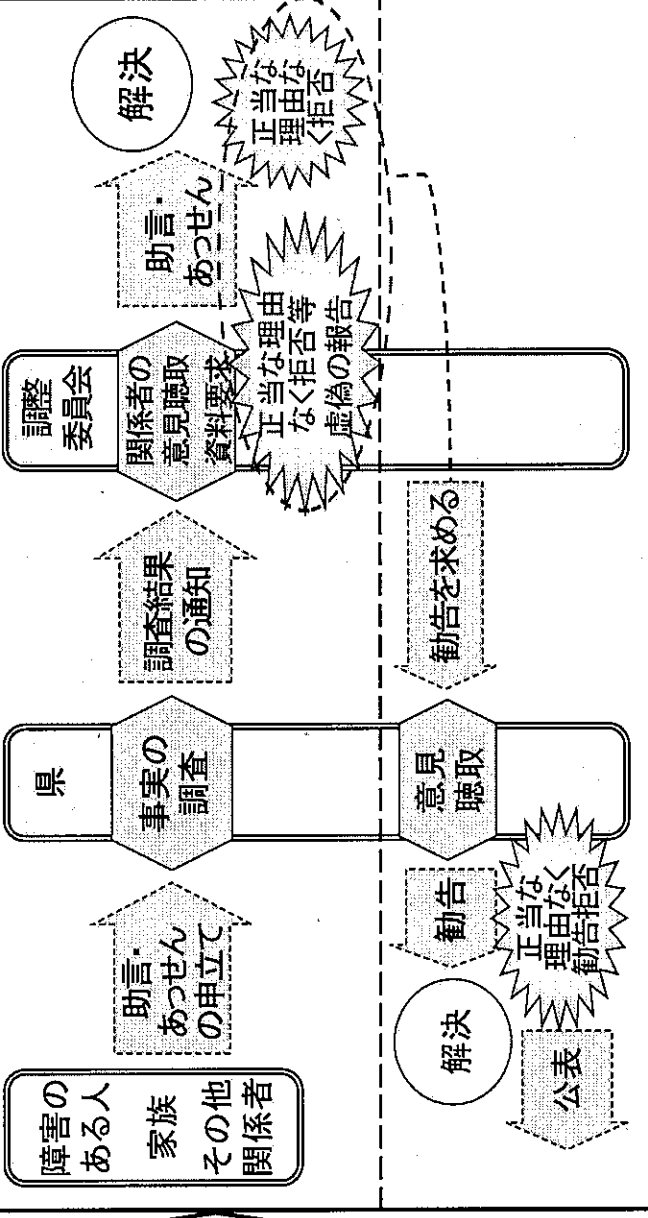
障害のある人の相談に関する調整委員会の設置

- 【 構成員 】 障害のある人、福祉、医療、雇用、教育、その他障害のある人の権利擁護に関する有識者
- 【 役割 】 ① 助言・あっせん、知事による勧告の要請
② 差別解消施策に関する重要事項の審議

協議会の設置

- 【 構成員 】 県、県民、事業者、市町村、学識経験者等
- 【 役割 】 差別解消のための取組みに関する協議や情報交換等
※ 障害者差別解消法第17条に基づく「地域協議会」

紛争解決の体制



普及啓発等

- 障害や障害のある人に関する知識の普及啓発
- 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供等
- 学校において、障害や障害のある人に関する正しい知識を持つための教育の推進

※ 1 知事は、必要があると認めるときは、この条例の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずる

2 平成28年4月1日から施行（ただし、調整委員会・協議会の設置、相談員の委嘱など条例の施行のために必要な準備は公布日から施行）